

湖西市特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、湖西市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、共同企業体による施工が必要と認められる場合において、当該工事ごとに結成する共同企業体をいう。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 特定建設工事共同企業体に発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事費がおおむね2億円以上の土木工事
- (2) 工事費がおおむね3億円以上の建築工事
- (3) 工事費がおおむね1億5,000万円以上の設備工事

2 前項の規定にかかわらず、工事費が前項に規定する最低規模の2分の1を超え、かつ、特殊な技術等を要する工事であって、特定建設工事共同企業体による効果的かつ円滑な共同施工が確保できると認められるものについては、対象工事とすることができるものとする。

(構成員数)

第3条 構成員の数は、2者又は3者とし、工事ごとに定めるものとする。

(構成員の組合せ)

第4条 構成員の組合せは、次の要件を満たすものとする。ただし、当該発注工事の他の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 発注工事に対応する工事種別について、湖西市建設業者等選定委員会（以下「業者等選定委員会」という。）に認定された入札参加資格者の組合せであること。
- (2) 次条第3号又は第8条第2号の要件を別途定める場合には、その要件を満たす者の組合せであること。

(構成員の要件)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、当該発注工事の他の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、

許可を有しての営業年数が5年以上であること。

(2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(3) 発注工事に対応する要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

(結成方法)

第6条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率)

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員のうち、出資比率の最小限度基準は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 2者の場合 30パーセント以上

(2) 3者の場合 20パーセント以上

(代表者要件)

第8条 特定建設工事共同企業体の代表者は、次の要件を満たすものとする。

(1) 構成員中より大きな施工能力を有する者とし、その出資比率は、構成員中最大であること。

(2) 代表者要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

(対象工事の指定)

第9条 対象工事は、市長が、工事の規模、内容等を勘案して指定する。

(入札参加資格の設定等)

第10条 対象工事を所管する課長は、入札参加資格設定調書（様式第1号）を作成し、あらかじめ、業者等選定委員会に諮るものとする。

(資格の公告)

第11条 特定建設工事共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事の名称

(2) 工事場所

(3) 工事の概要

(4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所

(5) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の要件、結成方法、出資比率、代表者の要件

(6) その他必要と認める事項

(資格申請)

第12条 資格審査の申請をしようとする特定建設工事共同企業体は、指定の期日までに、次の書類を正副2部、市長に提出するものとする。

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書（様式第2号）
- (2) 同種工事の施工実績表（様式第3号）
- (3) 配置予定技術者の資格・工事経歴表（様式第4号）
- (4) 許可等の状況（様式第5号）
- (5) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第6号）に準じて作成し、締結した協定書の写し
- (6) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類
（資格認定）

第13条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の有無の認定は、業者等選定委員会に諮って前条の規定により提出された書類を審査することにより行うものとする。この場合において、契約担当課は、審査に付す特定工事共同企業体について入札参加資格確認審査申請書一覧表（様式第7号）を作成し、業者等選定委員会に提出するものとする。

- 2 前項の規定による審査の結果は、入札参加資格審査結果通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（競争入札参加資格が認定されなかった者に対する理由の説明）

第14条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格が認定されなかった者は、指定の期日までに、競争入札参加資格が認定されなかった理由について、書面を持参することにより、説明を求めることができるものとする。

- 2 前項の理由を求められたときには、原則として、競争入札参加資格を認定しなかった理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から10日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

- 3 説明を求めた者に入札参加資格を認定する場合には、前条第2項の規定による通知を取り消し、前項の回答と合わせて、改めて資格を認定する旨の通知を行うものとする。この場合においては、あらかじめ、業者等選定委員会に諮るものとする。

（契約方式等）

第15条 第11条の規定により公告を行った工事に係る契約の相手方の決定は、次の各号のいずれかにより行うものとする。

- (1) 第13条及び前条第3項の規定により有資格者と認定された特定建設工事共同企業体の中から競争に参加するものを指名し、指名競争入札に付すること。
- (2) 第13条及び前条第3項の規定により有資格者と認定された特定建設工事共同企業体を対象に一般競争入札に付すること。

- 2 前項第1号の場合において、指名競争入札に付する特定建設工事共同企業体の数

が競争を確保するのに必要な数に満たないと認められるときは、第12条の手続を経て、これを補充するものとする。

(存続期間)

第16条 契約を締結した特定建設工事共同企業体は、当該契約に係る工事の完成後、残務整理等に必要な期間として3か月以上存続するものとする。

(編成表の提出)

第17条 契約を締結した特定建設工事共同企業体は、契約の日から7日以内に特定建設工事共同企業体編成表（様式第9号）に準じて作成した編成表を契約担当課に提出するものとする。当該編成表の記載内容に変更を生じた場合も、同様とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。